

2024(令和6)年度

自己点検・評価報告書



2024（令和6）年度自己点検・評価報告書作成にあたって

2025（令和7）年6月25日

自己点検・評価委員会
委員長 金 栄緑

熊本学園大学では、全学的な自己点検・評価制度に基づき、毎年点検・評価活動を実施し、課題や問題を把握・改善する取り組みを継続しています。これらの活動は、単に課題の是正を目的とするだけでなく、成果や長所を可視化し、さらなる向上を図ることも目的としています。また、大学として社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価の結果は公表しています。

本学は令和2年に、「内部質保証推進委員会」を設置して以降、自己点検・評価活動とその結果に基づく継続的な改善のサイクルは、着実に成果を上げてきました。令和4年には、公益財団法人大学基準協会による4回目の認証評価を受け、令和5年4月1日付で「大学基準」に適合していると認定されました。

令和4年度からは、新たな取り組みとして、①実施部局がすべての項目を包括的に点検すること、②作業の効率性を向上させ、業務負担を軽減することで要点を明確にすること、③自己点検・評価の結果を可視化するチャートの導入、を柱とした新たな手法を取り入れ、過年度との比較が可能となりました。

令和6年度の自己点検・評価では、令和5年度と比較して向上した項目が5項目、横ばいまたは微増減であった項目が4項目、低下した項目が1項目となり、全体としては概ね良好な結果であったと評価できます。

特に、「05. 学生の受け入れ」は令和4年度の2.8から、令和5年度には3.2、さらに令和6年度には3.4へと継続的な向上を示しており、着実な改善が見られました。また、「04. 教育課程・学修成果」は令和5年度の3.0から令和6年度には3.3へと改善し、「01. 理念・目的」も前年比で6.2%増加するなど、各項目において改善が進んでいることが示されました。

一方で、評価が低下した「08. 教育研究等環境」（評点3.0）をはじめ、「02. 内部質保証」および、「10. 大学運営」はいずれも評点が3点台にとどまっており、高い評価とは言えず、改善の余地がある課題といえます。

なお、今回の自己点検・評価には、令和4年に大学基準協会からの認証評価で指摘された「課題」に対する改善の取組状況の確認も含まれています。

地方私立大学を取り巻く環境が厳しさを増すなかにおいても、本学は83年にわたる歴史と、10万人を超える卒業生による地域貢献を誇りとしております。本報告書をご高覧いただき、本学の取り組みに対して皆様の率直なご意見を賜れますと幸いです。

1. 熊本学園大学自己点検・評価総括

令和6年度の本学における自己点検・評価の結果は、概ね良好であると判断できる。評定の基準であるA「大学の基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である」に相当する(3.0)の評価を基準とした場合、すべての項目で3.0を上回った評価となった。

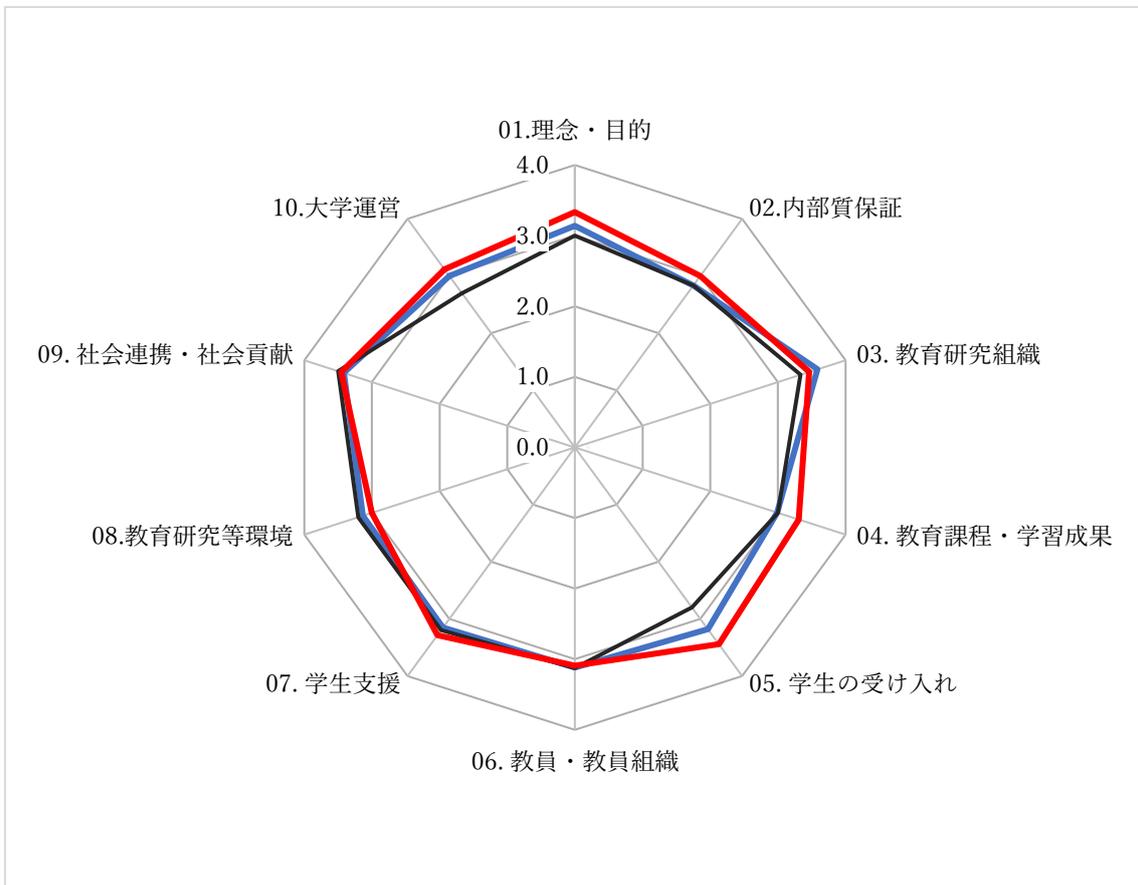
特に、「05. 学生の受け入れ」は、令和4年度の評点2.8から令和5年度には3.2、さらに令和6年度には3.4へと継続的な向上を示しており、着実な改善が見られる。この改善には、詳細評価項目③「適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。」の評価が、令和4年度の1.9から令和5年度には2.4、令和6年度には3.1と「B」から「A」評価へと改善したことが、主な要因であると判断できる。

また、「04. 教育課程・学習成果」も、前年度比で10.7%の改善が見られた項目である。このような結果は、詳細評価項目⑥「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。」④「学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。」の評価が改善したことが主な要因であると考えられる。

一方、「03. 教育研究組織」および「08. 教育研究等環境」は、評価が前年度より低下した項目であるが、その低下率は3~4%程度の微減にとどまっていると判断できる。

「02. 内部質保証」に関しては、課題が残る中でも、昨年度の評点2.8から3.0へと改善が見られた。なお、この項目に関連しては、令和4年度から新たな手法による自己点検・評価が実施され、課題と改善の進捗状況が可視化されたことにより、「改善指示」と「改善報告」によるPDCAサイクルの動きが確認できるようになった点、また、令和5年度からは「外部評価委員」による外部評価が実施されるなど、内部質保証の強化に向けた取り組みが進められている。

熊本学園大学自己点検・評価可視化チャート



赤：令和6年度、青：令和5年度、黒：令和4年度

2. 基準ごとの概要

基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

【評定（評点）：A（3.3）】（前年3.1）

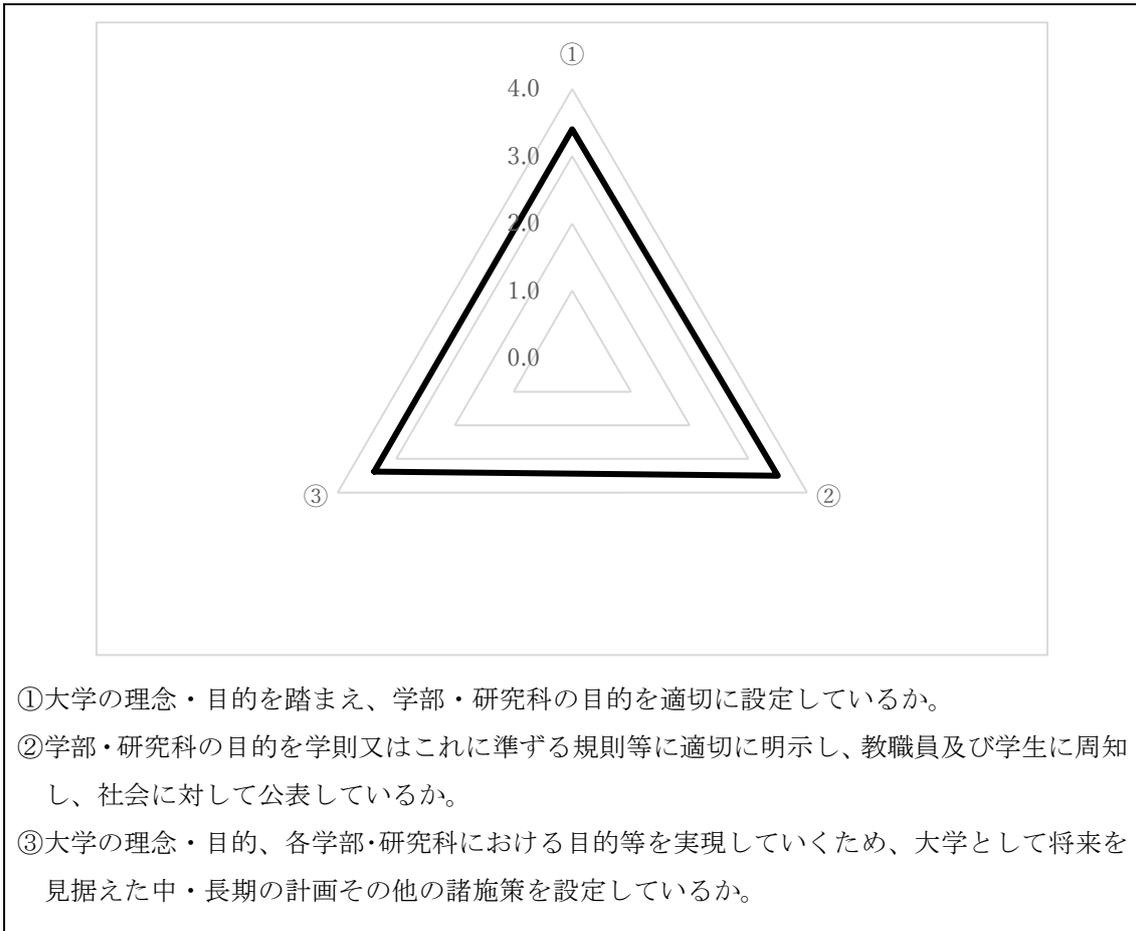
【状況・概要】

- ・ 建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」に基づき、大学の目的及び使命を「広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする」としている。東洋語学専門学校に源流をもつ本学において、例えば外国語学部は、建学の精神を実現すべく「外国語・関連分野の学術の理論・応用を研究教授し、多民族、多文化、多言語の共生の時代において、優れたコミュニケーション能力、異文化・日本文化に対する広範な知識及び自分の意志を明確に表現できる表現力を兼ね備えた、地域並びに世界に貢献できる人材を養成し、地域における外国語教育の発展に寄与すること」を目的としている。専門職大学院については、高度専門職業人としてコアとなる専門知識とスキルを修得し、論理的で職業倫理に基づく判断力を備えたうえで、公認会計士や税理士及び企業や非営利組織、自治体における会計業務や監査業務及び税務において指導的な役割を發揮できる人材の養成を教育の目標としている。
- ・ 大学の理念・目的は学則又はこれに準ずる規則等に明示し、大学ホームページ、パンフレット、学生便覧等を通して、広く学内外に周知している。
- ・ 大学の理念・目的を実現していくため2015（平成27）年度に「学校法人熊本学園第1次中期経営計画」を策定、現在は第2次中期経営計画（2021～2025）が進行中である。

【課題】

- ・ 大学基準協会の認証評価において、「各研究科で学位課程ごとの教育理念・目的を学則に定めていないため、改善が望まれる」との指摘を受け、内部質保証推進委員会より改善指示があった。

【評価チャート1】



*実施 12 部局の平均

基準2 内部質保証

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

【評定（評点）A(3.0)】（前年2.8）

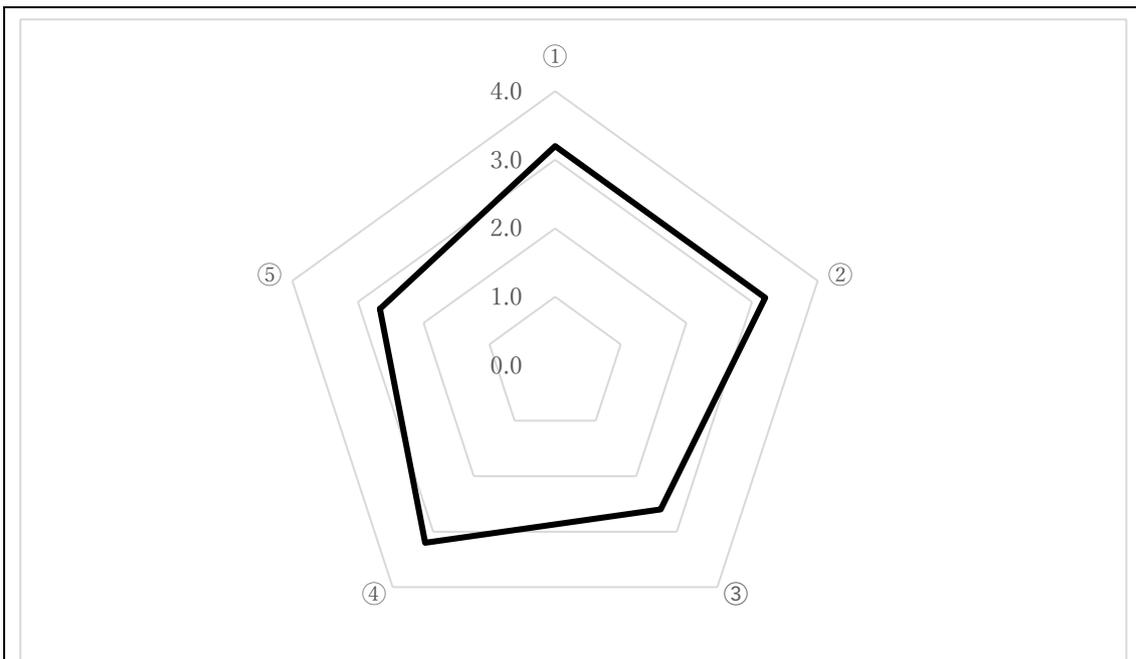
【状況・概要】

- 教育の質の保証及び向上に恒常的・継続的に取り組むため「熊本学園大学内部質保証のための全学的な方針」と「熊本学園大学内部質保証推進規程」を定め、内部質保証システムを構築している。またこれらの規定や方針は大学ホームページで公表している。
- 内部質保証推進委員会の下に、自己点検・評価委員会をおき、部局ごとに毎年、自己点検・評価を実施し、内部質保証推進委員会に報告している。内部質保証推進委員会が、各部局の自己点検・評価報告書に基づき、年度ごとの取り組みの有効性を検証し、改善が必要な場合は、各部局長に改善指示をする。改善指示を受けた各部局長は改善に向けた取り組みとその結果を内部質保証推進委員会に報告し、内部質保証推進委員会は改善の実施について確認を行い、改善の結果を常任理事会に報告するというプロセスを通じて、内部質保証システムは構築されている。その有効な機能に向けて、さらに課題を検討中である。
- 大学ホームページにおいて、教育研究活動、自己点検・評価結果、外部評価、大学評価（認証評価）、財務状況などを積極的に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。
- 内部質保証推進システムの根幹となる自己点検・評価報告書等に基づき、2023（令和5）年度（初年）に引き続き、外部評価委員による外部評価を受審している。

【課題】

- 部局毎に内部質保証に対する認識に差がある。全体的にその認識を向上、統一させる必要がある。
- IR 関連データの活用に関するフィードバックが少なく、データ集計の改善、利用予測に役立てることが難しい。

【評価チャート2】



- ①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施5部局の平均

基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

【評定（評点）：A（3.5）】（前年3.6）

【状況・概要】

- ・ 熊本学園大学は、学則においてその目的及び使命を定め、この目的及び使命を達成するため、学部・学科、研究科、附置研究所、センターその他の組織を設置している。
- ・ 研究組織として附置研究所・研究センターを研究分野毎に組織している。また、研究活動の推進を目的に、社会的関心が高く学際的な研究分野をテーマとした共同研究を行っている学内の研究者グループを「高度学術研究プロジェクト」として認定する制度を実施しており、3つの研究グループが活動しており、それぞれに研究会の開催や出版物の発行等を通じて地域に貢献している。
- ・ 附置研究所と研究センターは、各年度に一度、各機関の構成員による総会の席で前年度の事業報告を行い、各々の研究活動についての点検を実施している。また、その結果を研究活動の改善に活かしている。また、高度学術研究プロジェクトは、毎年度、研究活動の進捗状況を大学に報告している。

【課題】

- ・ 大学附置の研究所としては十分に機能しているが、自己資金調達への取り組みが今後必要であり、そのためには研究マネジメントを担当するURA（リサーチ・アドミニストレーター）の雇用や研究スペースの確保等、相当の研究環境整備が必要となる。
- ・ 現在、3つの附置研究所と1つの研究センターを設置しているが、経常的に運営経費の負担が大きくなっており、効率的な運営が求められている。

— チャート省略 —

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施13部局の平均

基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

【評定（評点）：A（3.3）】（前年3.0）

【状況・概要】

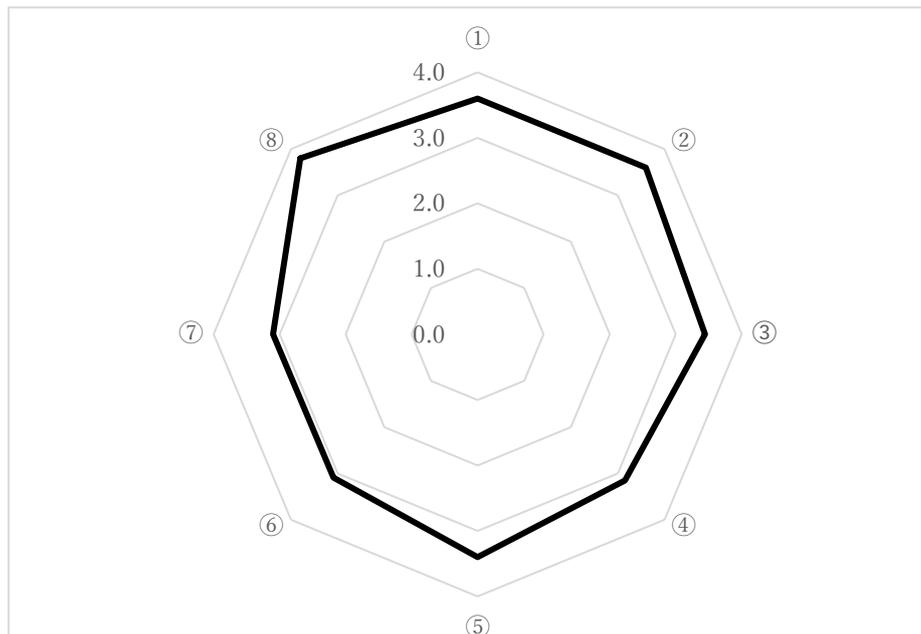
- ・ 建学の精神に基づき、大学全体の卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）を定め、各カリキュラムの特性に応じて教育を実施している。入学者受け入れの方針（AP）を含め、DP、CP、APの3つのポリシーは大学ホームページ、パンフレット等を通して、広く学内外に周知している。
- ・ 各学部は大学の理念・目的を実現するために、教育課程の編成・実施方針と各年度に学長から出されるカリキュラム編成に関する方針に基づき、カリキュラム編成を行っている。また、カリキュラムの順次性・体系性を示すカリキュラムツリー・カリキュラムマップを履修要項に示し、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。
- ・ 「授業評価アンケート」「学修成果に関するアンケート」「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」のほか、1年次と3年次に実施する「アセスメントテスト」などを通じて、学生の学習成果を適切に把握及び評価している。経済学部ではアンケート結果の分析を詳細に行っており、FDを通じてその結果を活用している。さらに経済学部では2019（元）年度より「学修成果レポート」を作成しており、大学における4年間の学習成果を可視化し、学生自身が把握できるようになっている。同レポートについては、毎年、県内の企業や就職支援企業と意見交換を行い、改善を行っている。
- ・ 教育課程の編成について、教学部会議、学部長会、教育研究評議会での検討・審議を経て、学長より当該年度のカリキュラム編成に関する方針が示され、その方針に基づき教育課程の編成を行っている。順次性や体系性については、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにて学生に周知し公表している。教育課程の適切性については、定期的に学部長が自己点検・評価を行い、その結果をもとに学部・学科で、カリキュラムの見直しなどの改善に向けた取り組みが行われている。また個々の授業の内容や方法については、担当教員が、春学期と秋学期に学生への授業評価アンケートを行うことにより、自己点検・評価を行い、アンケートをもとに授業改善書を作成し、学部長に提出している。また、外国語学部では学部の教育課程の適切性について話し合う場として、基本問題検討委員会を設置している。
- ・ 商学・経済学研究科は2024（令和6）年度に開設し、設置届出のとおり授業科目を開設している。

- 大学設置基準による単位制度の趣旨を踏まえ、学生の学びを活性化し主体的な学修を促すべく (1) シラバスに事前・事後学修 (具体的な内容及びそれに必要な時間) の時間を明記、(2) 各種アンケートによる学修時間の確認と集計結果の検証、(3) 年間履修単位の上限設定、を行っている。編入学・転入学の場合の既修得単位の認定については、「熊本学園大学編入学に関する規程／転入学に関する規程」にもとづいた単位認定を行っている。
- 成績評価の基準についてはシラバスに「成績評価方法・割合」を明記している。なお、成績評価は半期ごとに学生へ通知され、定期試験も対面方式で厳格に実施している。また「成績問い合わせ制度」が設けられており、学生は成績評価に疑義がある場合に申し立てることができる。卒業・修了要件は『履修要項』等で明示している。これらの措置により、成績評価の客観性及び厳格性が担保されている。学位認定については教授会で審議を行っている。
- 学生の学習成果を把握する指標としては、GPA(Grade Point Average)が導入されている。科目ごとにシラバスの達成目標と成績評価の方法とその配分を踏まえて評価している。卒業論文は中間報告会と完成後の発表会を公開で行い、成績は副査の意見を聞いた上で主査が判定する。
- 会計大学院では「本学専門職大学院アドバイザー・ボードに関する規程」を整備し、アドバイザー・ボードを設けている。年2回開催される会議において、授業評価アンケートの結果報告など本会計大学院の現状説明に加え、FD 活動等に関する指導・助言を受けている。このように教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究は、アドバイザー・ボードの意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて、組織的かつ継続的に行われている。

【課題】

- 大学基準協会による 2022 (令和 4) 年度認証評価において、「大学院においては、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の関連性を詳細に示すなど、内容の一層の充実が望まれる。」との改善課題が付された。
- 多数のアンケートを実施して学修成果の把握に努めているが、全学的なレベルではデータや分析結果の活用が不十分である。特に外部機関である大学基準協会から、学位授与方針に紐づいた学習成果の把握・評価方法について改善を求められていることに留意する必要がある。また、アンケートから分析された内容が適正であるか、設問が適切かを議論する場を増やす必要がある。

【評価チャート4】



- ①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- ⑧教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

*実施 13 部局の平均

基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.4）】（前年3.2）

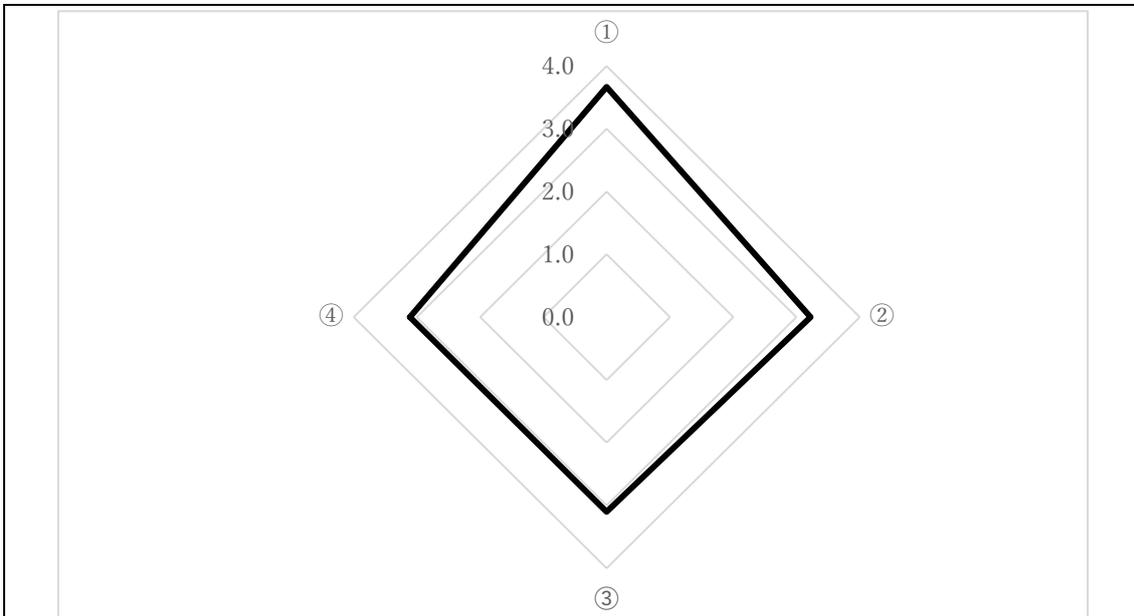
【状況・概要】

- ・ 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、大学全体、学部・学科及び研究科・専攻ごとに定めており、ホームページで公開している。多様な学生を受け入れるための入試制度を整備し、定員の充足に取り組んでいる。入試委員会を中心に学生の受け入れの適切性が常に点検・評価され、各学部・学科において常に改善が実施されている。
- ・ 入試委員会、学部教授会を中心に募集及び選抜の制度を整備し、公正な選抜を行っている。2024（令和6）年度（2025（令和7）年度入試）は従来の基礎学力・面接型の総合型選抜入試に加えて、学力以外に本学部で学ぶ意欲や熱意、適性を測る選抜制度として事前体験型の総合型選抜入試を導入、実施した。
- ・ 会計専門職研究科では、入学者の能力等の評価、その他の入学者受け入れにかかる業務については、本会計大学院の入試運営委員会により検討され、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。合否判定については、入試運営委員会、研究科委員会、大学院委員会及び常任理事会の議を経て、学長が決定しており、責任ある体制を設置している。
- ・ アドミッション・ポリシーに基づいて、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制、公募制、スポーツ等）、一般選抜、共通テスト利用型選抜、特別選抜（社会人、外国人留学生、編入学・転入学等）を実施している。入試問題作成、試験監督、採点、合格者の決定などの業務を公正に行い、適正に入学者選抜を行っている。入試や入学後の教育・学生生活等に関する個別相談は入試課が窓口になり各学科長が相談対応を随時行い、毎年7月、8月実施のオープンキャンパスなどでも個別相談に応じている。しょうがいのある学生の入学に際しては、入学前に入学後の合理的配慮の支援内容等について説明を行ない、障害者差別解消法と学内の方針に基づき、入学後も個々のニーズに応じて環境・支援内容の改善に努めている。
- ・ 学生の受け入れの適切性の点検・評価は、大学全体では「入試委員会」で毎年前年度の点検・評価を行っている。また内部質保証システムの一環としても点検・評価が行われている。経済学部では教授会や学科会議において入試戦略についての議論が行われ、点検・評価が実施されている。
- ・ 商学・経済学研究科は2024（令和6）年度が設置初年度であり、2024（令和6）年度入試が初めて実施した入学試験であった。商学・経済学研究科としての初回の入試が終わったことを受けて、入試結果を踏まえたアドミッション・ポリシーの検証を行った。その結果を踏まえ、研究科委員会において、2025（令和7）年度大学院入試の内容を検討し、何点か軽微な改善を行った。

【課題】

- ・ 大学院において収容定員に対する在籍学生数比率が低いという問題点がある。

評価チャート5】



①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施9部局の平均

基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

【評定（評点）：A（3.1）】（前年3.1）

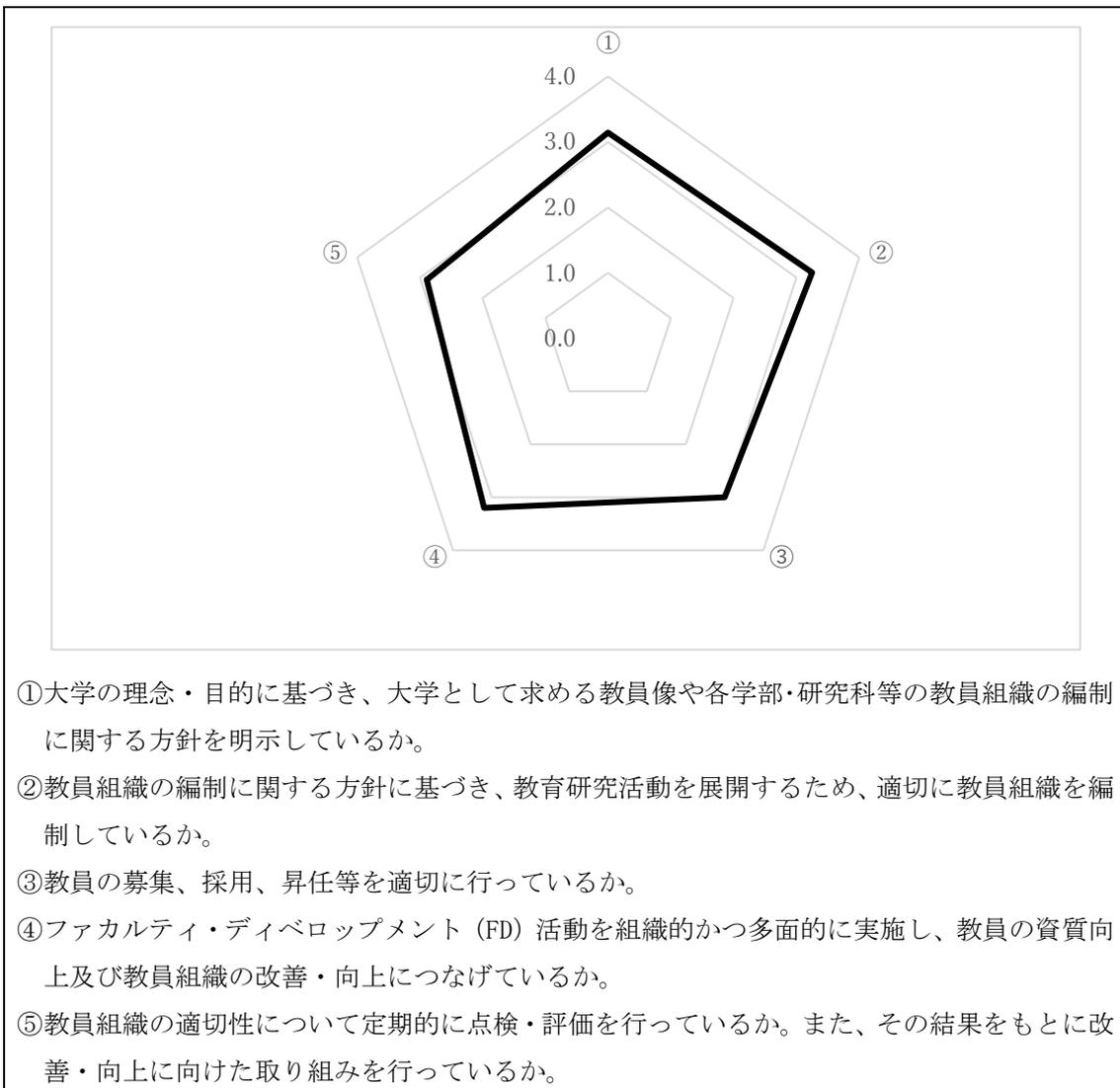
【状況・概要】

- ・ 大学の目的及び使命に基づき、大学として「求める教員像」「教員組織の編成に関する方針」を定め、大学ホームページで公表している。また、教授・准教授・講師・助教ごとに求める能力・資質、研究業績、教育上の識見について「組織運営規程」と各学位課程の教員資格審査基準で明確にしている。
- ・ 教員の募集・選考・採用の手続は、「熊本学園大学教授会規程」や各学部の教授会規程細則、「熊本学園大学教員採用手続きに関する内規」に明示しており、資格決定と昇任については「教員資格審査基準」「大学院担当教員資格審査規程」「専門職大学院教員資格審査基準」によって、学部と研究科の教授会において審査を行っている。
- ・ 教員組織を所管する教務課及び大学院事務室は、組織改編や年度初め及び年度途中の昇任等による異動に伴う教員組織が適切であることを各学部長及び各研究科長と確認している。2025（令和7）年度の基幹教員制度移行に伴い、制度設計の段階から、教務課を中心に基幹教員の基準との照会、予定人員の確認等を随時行っている。
- ・ 教員組織の適切性の点検・評価は、教員組織を所管する教務課が「『教員組織』編成表」を作成し、大学設置基準に定められた必要専任教員数等の確認をもとに、教育課程を遂行するために必要な教員を適切に配置しているかについて、各学部長及び各研究科長とともに定期的に確認することで実施している。
- ・ 熊本学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」）を設置し、全学及び学部単位のFD活動を組織的に実施している。全学を対象とするFDについては、FD委員会の下部組織としてFD企画運営委員会や授業評価制度委員会を設けて、大学全体のFD活動を推進する体制を整備している。経済学部では年に2回の学部レベルのFDを行っており、学修状況のデータ分析結果や授業（演習）の進め方について意見交換を行うことで、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

【課題】

- ・ 各学部・研究科の教員組織の編成に関する方針を策定し、それに基づいた編成を行う必要がある。
- ・ 基幹教員制度の運用に向けた制度設計が必要であり、2025（令和7）年度から検討する予定である。
- ・ FDの4月実施を含めて、年度内に2回以上の開催を模索、習熟度合いに応じた内容を検討する必要がある。

【評価チャート6】



- ①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ④ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施 11 部局の平均

基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.3）】（前年3.2）

【状況・概要】

- ・ 「学生支援に関する大学としての方針」として修学支援、生活支援、進路支援の3つの方針を掲げ、きめ細やかな学生支援を行い、安定した学生生活の実現に努めている。3つの方針については、本学ウェブサイトにて公表している。また、学生生活を送る上で必要な情報を掲載した冊子「学生生活ハンドブック」（電子版）にも掲載し、周知を図っている。その他、2024（令和6）年度より「進路支援の方針」を就職課の発行物（就活手帳）にも明記している。
- ・ 大学が掲げる「学生支援に関する大学としての方針」に基づき、本学において取得可能な免許・資格を希望する学生に対して適切な支援を行っている。
- ・ 学生支援に関する方針に沿って、奨学金等による経済的支援、正課外活動（部活動等）を充実させるための支援、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施に向け、取り組みを行っている。
- ・ しょうがい学生支援において、2024（令和6）年4月からの「合理的配慮の提供の義務化」に対応した丁寧な実施体制を構築している。教育センター、しょうがい学生支援室、インクルーシブ学生支援センター、教務課、学生課が窓口となり、それぞれに修学支援や経済的支援の情報提供を行っている。
- ・ 修学支援については教育センターなど相談窓口を設置しているほか、毎学期の履修状況の調査と退学防止のための相談を行っている。インクルーシブ学生支援センター（しょうがい学生支援室、なんでも相談室、保健室）ではしょうがいをもつ学生など多様な学生の相談と支援を行っている。また生活支援については学生課、進路支援については就職課が中心となって適切な対応をしている。このうち特に、退学防止のために行われる成績不振学生に対する面談や、しょうがいのある学生に対する合理的配慮に関しては、学部・学科が組織として関与することになっている。
- ・ インクルーシブ学生支援センター内の3部門（なんでも相談室、しょうがい学生支援室、保健室）による生活支援体制を整備している。なんでも相談室では、学生のあらゆる相談に応じ、関係部署と連携し問題解決に努めている。しょうがい学生支援室では、しょうがい等のある学生が、学生生活を送る上での相談に応じ、対応している。保健室では、学生の心身の健康と維持促進をはかるため健康相談や専門的支援を行っている。
- ・ 「学校法人熊本学園人権の尊重並びにハラスメント等の防止及び対策に関する規程」に基づき、「学校法人熊本学園ハラスメント防止ガイドライン」を整備し本学Webサイトに掲載している。相談体制においては、大学の「なんでも相談室」のほか、相談員窓

口として20名の教職員を配置し、面談だけでなく手紙・電話・電子メール等でも受け付けている。

- ・ 「初年次就職・キャリアガイダンス」を新入生向けに実施したが、今年度は参加者数の目標を達成できなかった。業界研究会においては業界数を増やし、「しごと研究会」として業界のみならず職種研究の場にした。秋学期に行った3年生全員面談においては、目標とする3年生在学者数の80%（令和7年3月時点で86.1%）をクリアしている。
- ・ 就職委員会にて中期経営計画の行動計画の中間報告・最終報告を行い、2025（令和7）年度以降の取り組みを再確認している。
- ・ 奨学金を希望する在學生・新入生に対しては、定期的に説明会を開催し、状況に応じた情報提供を行っている。これにより、多くの学生の申請・採用に繋げることができ、学生の経済的な負担軽減となっている。「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構奨学金の給付奨学金）」の対象にならない学生に対しても「日本学生支援機構貸与奨学金」や「大学独自の奨学金」、「地方公共団体・民間団体の奨学金」等を案内することで、学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援を行っている。毎年、新入生には入学式後の全体会で、保護者には大学懇談会等で、機会あるごとに「学生生活ハンドブック」を用い、説明の場を設けている。また、個別に経済的支援等を求め相談に来る学生に対しても学生に寄り添い、今何を求めているかを把握し、状況に応じた情報提供を行い、対応している。ただ、学業成績不振により、奨学金受給が廃止となる学生が少なからずいる。そのため、春・秋学期スタートのタイミングで極少単位もしくは警告（奨学金が停止になる可能性がある）の学生は個別に面談を行い、次年度廃止（停止）とならないよう指導をしている。
- ・ 家計急変に対応する大学独自の奨学金制度として「志文会奨学金」があるが、高等教育修学支援新制度ができたことにより、この「志文会奨学金」を使っただけの経済支援利用者がほぼ無くなった。そこで、近年、円安や資源価格上昇に伴う物価高の影響で経済的に困窮している学生が少なからずいることを鑑み、2024（令和6）年度は「志文会奨学金」を活用し、全学生を対象に「学食100円キャンペーン」を春学期・秋学期各1回実施した。不安定な情勢のなかでも学生には少しでも安心して学生生活を送ってもらえるよう、生活に必要な不可欠な食の面に対して経済的な支援を行った。
- ・ 学生寮について、学修環境や生活環境の充実を図るため、環境整備に努めている。近年は寮自体、経年劣化による備品等の破損、不具合が生じることも多いが、快適な生活を送ってもらえるよう、管財課とも連携しながら迅速に対応している。また、2024（令和6）年度は、全寮生を対象にアンケートを実施し、寮生活の実態を把握するとともに、より快適な寮生活を過ごしてもらえるよう規則の見直しを含めた検討を進めている。
- ・ 課外活動で顕著な実績を収めた個人・団体には、その活動をより一層奨励することを目的とし、丸山賞を設け表彰している。2024（令和6）年度はスポーツ活動で2団体と個人4名、スポーツ活動以外で1団体と個人1名を表彰した。さらに、3年連続丸山賞を受賞した個人に対し、その実績を特に優れていると認め丸山賞特別賞を授与した。

- ・ 2024（令和6）年4月よりスポーツ活動に関わる業務をスポーツ振興センターに集約し一元化したことで、より効率的・効果的にスポーツ活動を促進できている。スポーツに特化したセンターを設置したことで、24の体育系サークルに所属する約600名の学生個人が抱える課題やサークル内のトラブル等の早期対応も可能となった。
- ・ 教職課程においては、各学期の成績が発表された後に成績不振学生を把握し、担当教員及び事務局とで面談・履修指導を行っている。その他の免許・資格等についても、4年次春学期の履修登録後に登録状況を確認し、不備等がある学生については担当教員及び事務局で履修指導を行っている。また、実習を伴うものについては、実習先への対応等も含め随時指導を行っている。
- ・ 新規プログラムとして台湾研修及び中国・香港ショートプログラムを創設し、実施した。台湾研修団を派遣し、台湾高雄科技大学での交流などを行った。海外協定校との「オンライン留学サロン」は北京第二外国語学院と実施した。私費外国人留学生向けの修学支援として授業料の50%を減免する私費外国人留学生授業料減免制度を実施した。経済要件に加えて学修要件についても「申し合わせ事項」を確認し、2024（令和6）年度より適用し、実施した。
- ・ 年に1、2回、または必要に応じて学生が大学側と意見交換等ができる場としては、「熊本学園大学 大学生活の充実・発展に関する運営協議会」「熊本学園大学福利厚生運営委員会」、「熊本学園大学西合志研修所運営委員会」、「熊本学園大学学生会館管理運営委員会」、「熊本学園大学学生寮委員会」がある。学生が大学側と意見交換並びに意志疎通をはかり、大学及び学生生活に密接な関係を有する諸問題について積極的かつ建設的に協議する。そして学生からの要望が出れば、関係部署と調整し、対応を検討する体制をとっている。
- ・ 「差別と人権に関する委員会」では、年度ごとの相談件数・内容等を教授会等で報告しており、相談内容等の共有、学内の実態の確認・検証を行っている。それを踏まえ、ガイドラインやリーフレット等の内容の見直し・改正を適切に行っている。
- ・ しょうがい学生支援室では、授業を受ける上であるいは学生生活において、しょうがいなどを理由に支援や配慮が必要な学生に対して相談に応じ、必要にあわせた修学支援を行っている。しょうがいや病気などによって修学上配慮が必要な学生から申し出があった場合、インクルーシブ学生支援センターが、授業や定期試験を受ける上での具体的な合理的配慮の内容（提出物や試験時間の延長、別室受験、座席の配慮、教材や答案用紙の拡大、薬品の持ち込み等）について把握し、配慮依頼文書を作成して授業担当教員へ配付している。加えて、配慮依頼内容については、学生からも教員へ依頼するよう指導している。
- ・ 授業支援としては、しょうがい学生サポーターによる授業時間の代筆や点訳、パソコンテイクなどの情報支援や動作補助、支援機器（デジタルワイヤレス補聴システム、拡大読書器等）の貸し出し等を行っている。この学生サポーターは、しょうがい学生支援室で養成し、支援スキルなどを学んだ上でしょうがい学生の支援を行い、支援活動には大

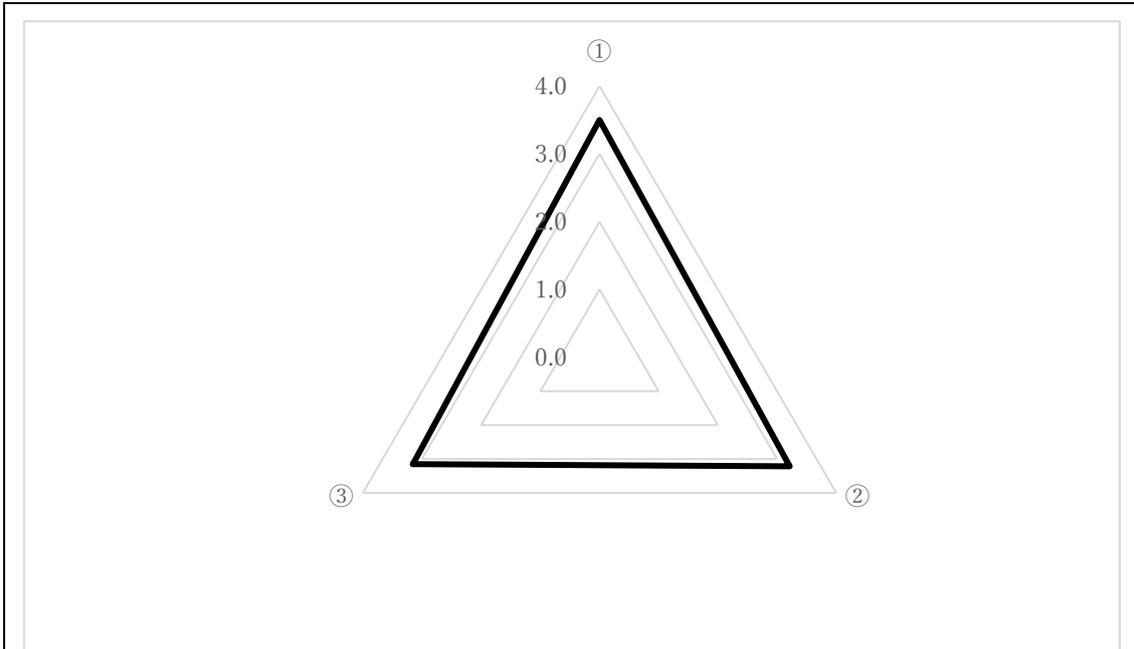
学から謝礼を支給している。入学希望の問い合わせやオープンキャンパス参加者に対しては、入試課と連携のもと、入学試験時における必要な配慮や本学の支援体制について説明を行っている。そして、入学決定者に対しては、入学前面談を実施している。

- ・ その他、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（厚生労働省）」を活用し当該学生が在住する行政機関への申請を行った。「障がい学生支援連絡協議会」（大学コンソーシアム熊本地域創造部会）や毎月実施される「Sun-kuma 会議（県内 4 大学の会議）」への参加を通じて、大学間のネットワークを形成し幅広い情報収集により、修学支援体制の質の向上を図っている。
- ・ なんでも相談室では、臨床心理士、社会福祉士、および司法書士等の専門的知識を有する職員が相談支援にあっている。
- ・ 保健室では、保健師と看護師が常駐することにより、日常的な応急処置への対応から学生の健康相談まで総合的に指導助言を行っている。定期健康診断の義務化により、学生全員の保健管理を徹底している。有所見者に対しては、事後措置等健康の保持増進についての必要な指導を行っている。
- ・ 学生が継続的に相談を受けられる体制として、①新入生を対象に、しょうがいや既往症の有無による健康面談の実施（状況に応じて、しょうがい学生支援室やなんでも相談室へ繋いでいる）②生活における心身の安定のための余暇活動の必要性を知ることを目的とした健康教室の実施③飲酒に関する教育及び啓発としてアルコールパッチ検査の実施等の取組みを行っている。

【課題】

- ・ しょうがいのある学生の急増およびしょうがいの種別の多様化により、修学支援を行うための知見や経験を有する人材の確保や施設・設備の整備が課題である。
- ・ ハラスメント相談員への相談件数は 2024（令和 6）年度減少に転じたが、それ以前は年々増加傾向にあり、また申立て内容も深刻になってきていることから、一部外部者の協力を得なければいけない状況になるなど、もともとの委員で行っている調整・調停・調査に関する業務が非常に多くなり負担となっている。今後は、業務負担を減らせるよう更なる検討が必要である。

【評価チャート7】



- ①学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
- ②学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施 14 部局の平均

基準 8 教育研究等環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

【評定（評点）：A（3.0）】（前年 3.1）

【状況・概要】

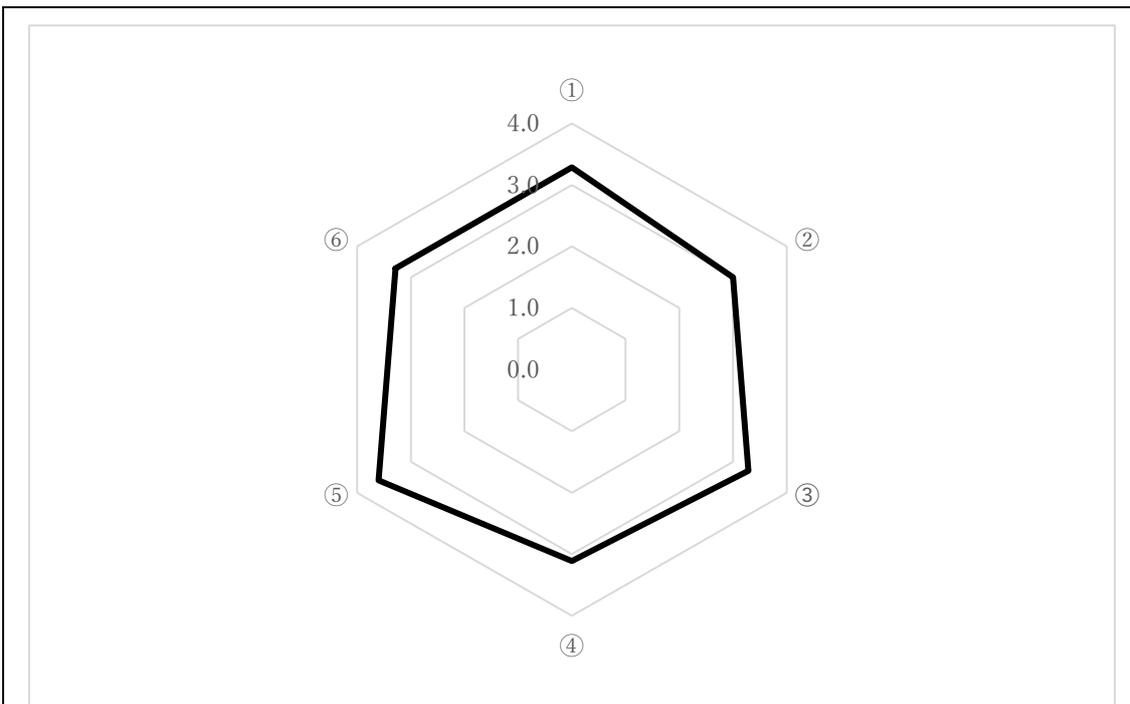
- ・ 教育研究等環境の整備に関する方針については、大学の目的及び使命、各学部・研究科の目的等を踏まえて、「施設・設備等整備」「研究活動支援」「図書館整備」「情報環境整備」に関する方針を定め、大学ホームページに掲載し、教職員・学生による方針の共有と社会への公表を図っている。
- ・ 「施設・設備等整備」については、施設・設備等の維持管理、安心・安全・快適なキャンパスの維持、キャンパスのバリアフリー化に向けた環境整備の実施を方針として掲げている。「研究活動支援」については、研究活動の高度化の推進、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けた支援とともにコンプライアンス教育や研究倫理教育の実施による研究倫理の遵守を定めている。
- ・ 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ建物の耐震補強やバリアフリー化、情報通信環境の充実化など、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。
- ・ ネットワーク環境や ICT 機器の整備と活用の促進については、「ICT 統括室」によるコンピュータネットワークの維持管理・安定運用、ICT 教育及び研究支援の拠点としての e-キャンパスセンターの設置、授業用パソコン室と自習コーナーの設置等によるインターネット環境の整備を行っている。
- ・ 電子資料の充実と整備に力を入れ、学外からも閲覧できるシステムを導入している。提供する電子資料については、毎年見直しを行っている。また、マイライブラリ（図書館システム）を使ったサービス拡充も検討している。
- ・ 大学としての研究に対する基本的な考え方を、「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」及び「研究倫理綱領」で示している。例えば、「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」では「本学の研究活動の高度化を進めるため、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けた支援を行う」こと等を定めている。
- ・ 「熊本学園大学研究倫理要綱」に基づき、学術研究の適正かつ公正な実施に努めている。研究活動の不正防止については、「熊本学園大学における研究上の不正行為の防止に関する規則」を定め、不正行為が生じた場合の対応等も取り決めている。また全教員に対して冊子『公的研究費等不正防止のために』を配付し、研究倫理および不正防止に関する意識の向上を図っている。
- ・ 教育研究等環境の適切性の点検・評価について、関連部局で毎年自己点検・評価を行い、「自己点検・評価委員会」がその結果をとりまとめ、「内部質保証推進委員会」に

報告している。「内部質保証推進委員会」では、必要に応じて部局に改善を指示し、これを受けて部局で改善に取り組み、その結果を「内部質保証推進委員会」に報告している。

【課題】

- ・ 支援に必要なアシスタント、コンシェルジュ（情報処理を得意とする学生）が不足している。
- ・ 大学院生の図書館利用について、現行の運営体制でもさらに利用促進の余地があることから、大学院生に図書館の利用案内をより詳しく行う必要がある。

【評価チャート8】



- ①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- ②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- ③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- ④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
- ⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
- ⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施 10 部局の平均

基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

【評定（評点）：A（3.5）】（前年3.4）

【状況・概要】

- ・ 大学の目的及び使命を踏まえ、「社会連携・社会貢献に関する方針」として「本学の教育・研究資源を活用し、地域との交流・連携事業を企画・運営することにより、地域社会のニーズにあった社会貢献の推進に積極的に取り組む」「グローバル人材を育成し、地域の国際化及び多文化共生社会実現へ貢献する」等を定め、大学ホームページで公表している。
- ・ 附置研究所では、本学の「社会連携・社会貢献に関する方針」に則って、市民に公開した研究会や講座を催している。また、地域の研究所・シンクタンクと連携協定を結んで共同研究を実施し、学会報告や論文として研究成果を発表している。
- ・ 産業経営研究所では、「産業・経済およびこれに関連する事項の調査研究をおこない、地域の産業経営の発展向上に寄与すること」を目的に掲げて、ホームページに掲載している。
- ・ 海外事情研究所では設立の目的を達成するため、社会連携・貢献としては「内外の大学及び研究機関との連絡協力」、「研究会・講習会・講演会等の開催」を規程に掲げている。また、「タイムリーな情報を交換する場としての研究会は、地域のニーズに応じて一般公開の方向をとっている」旨をホームページにて一般に公表している。
- ・ 社会福祉研究所では、「社会福祉をあらゆる領域から多角的に研究することにより、地域社会の発展に貢献すること」を目的に掲げており、そのことをホームページに掲載している。
- ・ 外国語学部では、本学の教育・研究資源を活用し、地域との交流・連携事業を企画・運営することにより、地域社会のニーズにあった社会貢献の推進に積極的に取り組んでいる。また、生涯学習の重要性に鑑み、広く教育機会を地域社会に開放すべく公開講座を開設している。社会連携・社会貢献に関する方針の「2. グローバル人材を育成し、地域の国際化及び多文化共生社会実現へ貢献する」に基づき、12回目となる東アジア共生映画祭を2024（令和6）年度に開催した。
- ・ 経済学部では多数の自治体や企業・団体、他大学と包括連携協定を結ぶなど、学外組織との連携に積極的に取り組んでいる。「地域経済特講（講座熊本）」において熊本県、熊本市などの行政責任者、金融機関、民間企業、法曹界、NPO関係などの実務担当者を講師として迎え入れている。
- ・ 産業経営研究所では市民に公開した研究会や講座を催している。（2024（令和6）年度は研究会3回。講座（次代舎）全21回）また、地域の研究所・シンクタンクと連携協定を

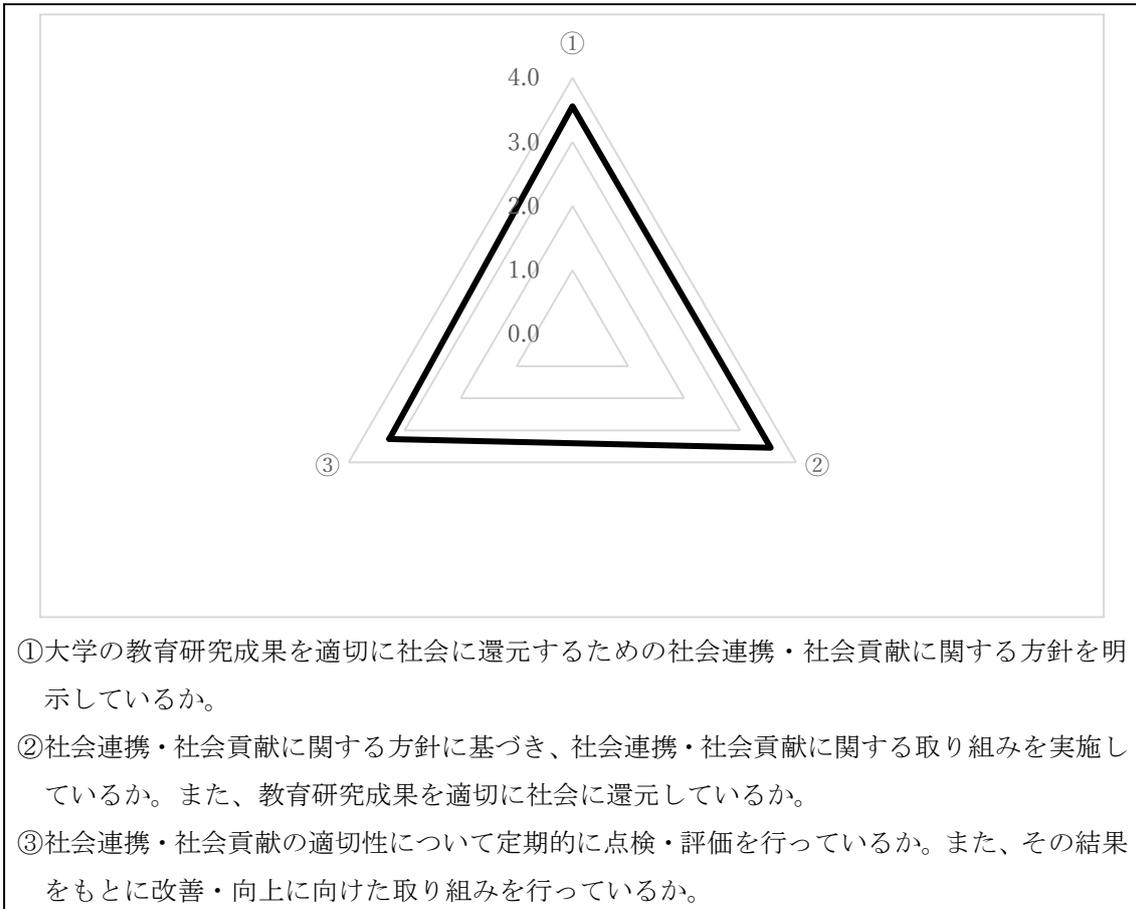
結んで共同研究を実施し、学会報告や論文として研究成果を発表している。

- ・ 海外事情研究所では市民に公開した研究会や講座を開催、2024（令和6）年度は、3回の研究会を開催している。
- ・ 社会福祉研究所では地域の福祉への学術的示唆、社会福祉施設や社会福祉の現場で働く人々のニーズに合った研究会を開催する等、その知見を社会に還元しており、2024（令和6）年度には4回の研究会を開催している。
- ・ 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、さまざまな活動を推進している。その活動は、学外組織との連携体制の構築による取り組み、大学が保有するさまざまな資源を活用した大学独自の取り組みなど、多様な形態で展開している。それらを「地域連携活動」「生涯学習事業」「地域における教育活動」「地域貢献活動」の4つに分類し、地域連携活動では、地域経済発展のための経営者を育成するため、地域の大学生・専門学生を対象の中心とする「肥後創成塾」を開講しているほか、商学部において「くまもと未来創造科目」を設置し、県内の企業団体と連携している。
- ・ 「外国人留学生弁論大会」を2024（令和6）年度は6月に実施した。5か国・地域から10名の留学生が出場した。開催の成果については、ケーブルテレビの取材によるインタビュー放映、本学HPニュース及び『国際交流レター』に掲載、公表し、地域社会への周知を行っている。
- ・ 水俣学の基本理念に基づき、現地に学び、現場にかえすことに基づき、社会連携・社会貢献の一環として、水俣学現地研究センターのある水俣市で、公開講座を実施している。
- ・ 附属研究所では、所長と常任委員により組織する常任委員会にて、毎年、前年度の活動の評価・点検を行い、その結果をもとに当年度の活動の改善・向上を図っている。その内容は、年に1回実施される所員総会にて、前年度の事業・決算報告と当年度の事業計画および予算案の提案という形で、全所員の合議により活動を決定して、その妥当性を担保している。
- ・ 各部局から提出された『自己点検・評価報告書』について「地域連携センター運営委員会」で社会連携・社会貢献の適切性についてまとめ、「内部質保証推進委員会」に報告し、必要があれば「内部質保証推進委員会」が改善を指示する。自治体や地域社会との連携事業、講座開講や新規事業への対応等については、「地域連携センター運営委員会」で協議を行い、活動に反映している。国際交流については、年2回開催する「国際化推進会議」において協定締結に関すること及び全学プログラムの実施状況及び目標達成の進捗状況の把握、確認を行っている。

【課題】

- ・ 大学発ベンチャーの創出、クラウドファンディングの開設、連携機関の拡大などが求められる。

【評価チャート9】



*実施 11 部局の平均

基準 10 大学運営・財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.1）】（前年 3.0）

10（1）大学運営【評定（評点）：A（3.3）】（前年 3.2）

【状況・概要】

- ・ 方針に基づき、学長をはじめ副学長、学部長、研究科長、研究所長などの役職が配置されている。各学部に教授会、大学院各研究科に研究科委員会を設置している。学長の選任は「学長選任規程」に定め、権限は学則等で定めている。副学長や学部長についても選出規程がある。教授会の権限等については学則と教授会規程に規定している。これらの組織・権限に基づき、適切な大学運営が行われている。
- ・ 学長をはじめとする教育研究に係る役職者を配置し、「学校法人熊本学園組織運営規程」に各職務を明示している。学長は各学部の教授会及び大学院各研究科委員会の審議事項を意見として聴き、教育研究に関する重要事項の決定をすることにより適切に大学運営を行っている。2024（令和 6）年度は、前学長の任期満了に伴い、改正後の「熊本学園大学学長候補者選考規程」に基づいて、新学長候補者を選考している。
- ・ 2024（令和 6）年度予算編成においては、中期経営計画との連動性を高めるため、KGI（重要目標達成指標）や KPI（重要業績評価指標）、行動計画に基づく各取り組みに掲げる目標の達成状況を踏まえ、計画全体の進捗に係る検証及び評価を同時に実施した。
- ・ 予算編成は、中期経営計画に基づき収支見通し、施設設備計画、ICT 計画、入試状況などを踏まえ、常任理事会で基本方針を策定し、その基本方針に基づき予算大綱を定める。その後、予算単位の長に対して基本方針、予算大綱の説明を行い学内に周知している。予算単位ごとに基本方針に基づいて予算原案を作成し、経理へ提出する。必要性や重要性などを検証し、常任理事会で審議し、評議員会の意見を聞き、理事会で決定している。決定した予算は予算管理システムに反映することにより周知している。予算執行は、経理規程に基づいて執行されている。予算執行はシステム化しているため、予算残高のチェックができる。予算単位の長は執行状況の把握ができるので予算と実績の比較検討を行い、予算範囲内で最も経済的かつ効率的な執行となっているかを確認できる。
- ・ 2024（令和 6）年 4 月 1 日、スポーツ振興センター開設とともに、同センター事務室を設置した。スポーツ活動に関わる本学学生の修学支援をはじめ、スポーツ活動の支援・運営・管理などの業務を行い、スポーツを通して地域社会の発展に寄与することを目指す

している。

- ・ 全学的な資質向上に向けた取り組みとして本学主催のSD研修を実施した。本学内の一般職員全体研修や事務職員会で「改正私学法と寄附行為」について知識共有を図った。崇城大学と本学との包括的連携に関する協定に基づいて、学生支援部門の職員各1名を相互に派遣・受け入れし、人事交流を行った。各種団体が主催する職位別研修に職員を派遣し必要な知識や求められる役割を学ぶとともに他大学職員との交流を通して活発に意見・情報交換を行った。

【課題】

- ・ 学部および大学院は、学生数に応じた予算規模になっている。研究所も何らかの基準を定めた予算規模に変更することを検討している。
- ・ 全学的なSD実施体制の構築と方針の策定が求められる。

10(2) 大学財務【評定(評点) : B (2.8)】 (前年 2.8)

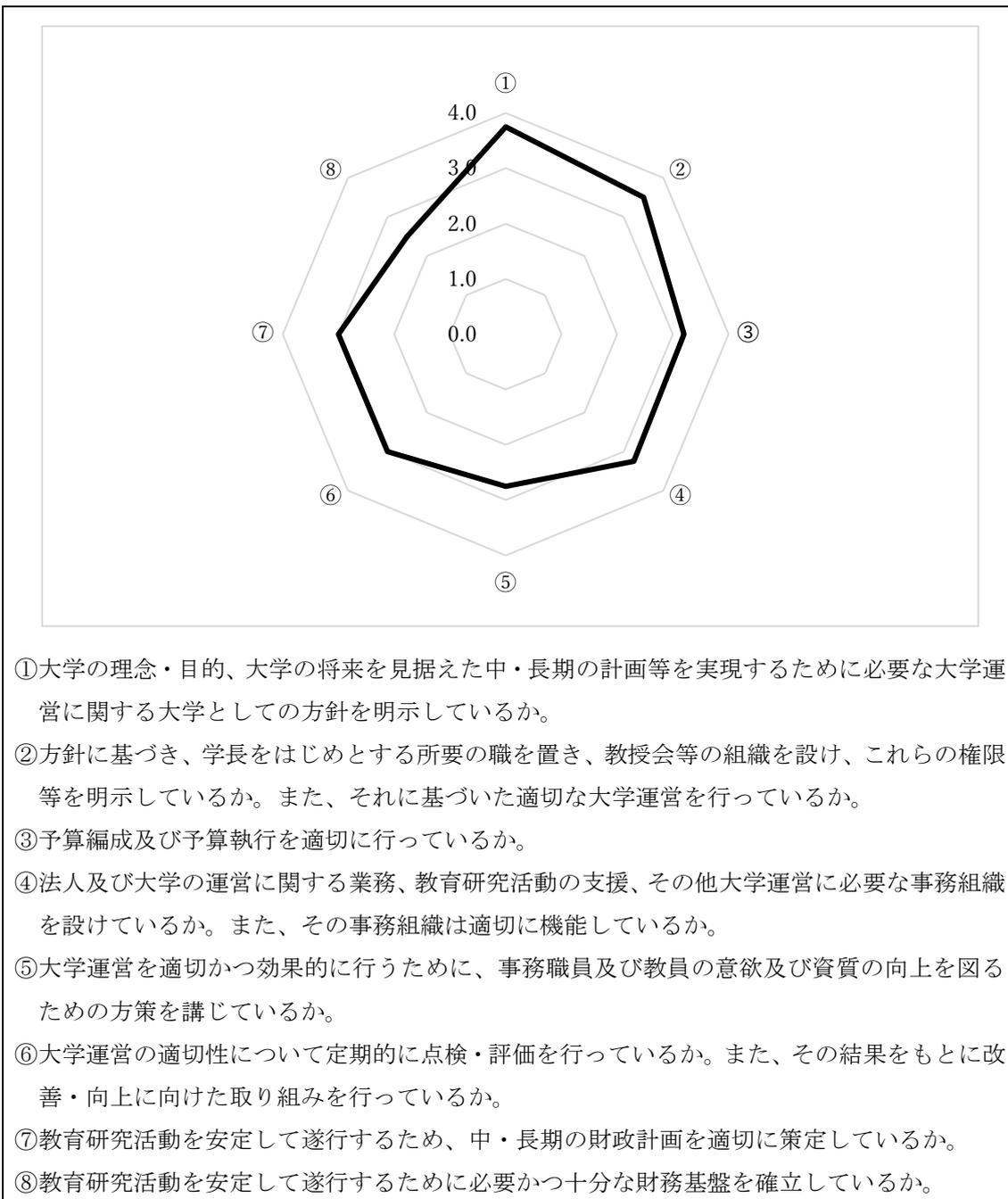
【状況・概要】

- ・ 現在の第2次中期経営計画(2021~2025年度)を2020(令和2)年度に策定し、この中では、「財務基盤の向上」を掲げ、安定した収入確保と支出削減を実現するため、①教育活動収入の安定的な確保、②収益事業収入の確保と事業拡大の検討、③コスト構造の再構築による支出削減、に取り組み、施設設備計画、借入金計画などをもとに財務のシミュレーションを行い策定している。
- ・ 2024(令和6)年度の中期経営計画より、2024(令和6)年度決算は収支差額において計画を上回っている。

【課題】

- ・ 簡単に改善できる財務比率ではないので、中期経営計画に基づいて改善に取り組みたい。

【評価チャート 10】



*実施7部局の平均

評定と評点について

評定の基準

- S：大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、
理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
- A：大学基準に照らして良好な状態にあり、
理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
- B：大学基準に照らして軽度な問題があり、
理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C：大学基準に照らして重度な問題があり、
理念・目的の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

評点は、各評定に、S=4、A=3、B=2、C=1の点数を設定

自己点検・評価の実施部局は以下であり、点検・評価および報告書は各部局の長の責任のもとで実施する。（熊本学園大学自己点検・評価規程、第7条）

- ・ 商学部、経済学部、外国語学部、社会福祉学部
- ・ 商学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、社会福祉学研究科、会計専門職研究科
- ・ ICT 統括室
- ・ 企画課、総務課、秘書室、人事課、経理課、管財課
- ・ 広報室、入試課
- ・ 教務課、教職・実習課、大学院事務室、情報教育課、国際教育課
- ・ 学生課、インクルーシブ学生支援センター事務室、就職課
- ・ 学術文化課、図書情報課（図書館）
- ・ 産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所、水俣学研究センター
- ・ スポーツ振興センター事務室